

豊川市監査公表第27号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年11月18日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	浦	野	隼	次

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

総務部行政課

2 監査の範囲

令和2年4月1日～令和3年10月7日

3 監査の実施期間

令和3年9月17日～令和3年10月7日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 財産の管理に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について

(2) 一般項目

- ア 公金の取扱事務について
- イ 随意契約に関する事務について
- ウ 契約全般に関する事務について
- エ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。

(2) 意見

行政課から各課へ払い出される郵便切手類は、換金性や不正使用等のリスクが高いことから、現金と同様に適切な保管と厳正な管理が求められる。組織全体としてリスクを低減するため、実情に合った適正な取扱方法を検討し、全庁で組織的に適切な管理が行われるよう努められたい。